

お知らせ

開催します～鶴川団地と周辺地区の活性化に向けた

活動報告会

市では、2016年3月に策定した「鶴川団地と周辺地区再生方針」に基づき、自治会や関係団体とともに鶴川団地と周辺地区の活性化に向けた取り組みを進めています。

さがまち学生Clubによる団地の魅力発見、鶴川中央公園冒険あそび場の活動実績、UR賃貸団地居住者アンケート結果など、2016年度に行われた各種活動の報告会を開催します。

※直接会場へおいで下さい。

日 3月25日(土)午後2時～3時30分

場 鶴川市民センター第2会議室

問 住宅課 ☎724・4269

実施します

プレーリーダー養成講座

冒険遊び場で子どもたちの遊びをサポートするプレーリーダーになりませんか。必要な知識や技術が習得できる講座を開催します。

※詳細は町田市ホームページをご覧ください。お問い合わせ下さい。

※全回参加できる18歳以上の方

日 3月11日(土)、12日(日)、午前10時～午後3時、18日(土)午前9時30分～午後3時、全3回

場 せりがや冒険遊び場(芹ヶ谷公園内)、子どもセンターまあち

講 (特)子ども広場あそびこどもたち

定 20人(抽選)

問 住所・氏名(ふりがな)・電話番号・年齢・性別を明示し、3月6日までに電話またはEメールで児童青少年課(☎724・4097) mcity2870@city.machida.tokyo.jpへ。

社会資本総合整備計画及び都市再生整備計画

【南町田拠点創出まちづくりプロジェクト】

市では、新たなにぎわいと交流を創出する拠点形成を目指して、南町田拠点創出まちづくりプロジェクトを進めており、同プロジェクトの事業実施にあたり、国の社会資本総合整備交付金制度を活用しています。

この度、2016年3月に作成した社会資本総合整備計画「南町田駅周辺における副次核としての魅力と利便性向上」及び都市再生整備計画(南町田駅周辺地区)を変更しました。 ※詳細は、町田市ホームページをご覧ください。

問 都市政策課 ☎724・4248

ご覧(縦覧)いただけます

都市計画法

【町田都市計画公園の変更(野津田公園)】

都市計画法第17条に基づく縦覧で、期間中、住民及び利害関係人は、都市計画の案について、意見書を提出することができます。

※住民及び利害関係人

日 3月3日(金)～17日(金)、午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

場 都市政策課(市庁舎8階)

提出 3月17日まで(必着)に直接また

は郵送で都市政策課(〒194-8520、森野2-2-22)へ。

問 都市政策課 ☎724・4247

4月1日から国民健康保険加入予定の方へ

証明書類をお持ちの方は早めの手続きを

4月3日は、退職等で健康保険の資格を喪失した方が国民健康保険の加入手続きを行うため、窓口が大変込み合います。

退職等で、これまで加入していた健康保険の資格を4月1日に喪失することが分かる証明書類をお持ちの方は、3月22日から保険年金課(市庁舎1階)、各市民センターで加入手続きを行えます。

被扶養者であった方が一緒に加入する場合は、退職する方だけでなく、被扶養者であった方の喪失日も記載されている証明書類が必要です。手続きには証明書類と印鑑、官公庁発行の写真付き身分証明書をお持ち下さい。詳細はお問い合わせ下さい。

問 保険年金課 ☎724・2124

催し・講座

自由民権資料館開館30周年記念

市民協働シンポジウム

【私にとっての自由民権運動～歴史を学び、歴史に学ぶ】

2016年11月3日に開館30周年を

迎えたことを記念して、シンポジウムを開催します。同館の講座「町田自由民権カレッジ」の卒業生による、自分の考える自由民権運動像についての報告や、それらを通して市民の皆さんとともに自由民権運動の意義について考えます。

※直接会場へおいで下さい。

日 3月12日(日)午後1時30分から(開場は午後1時)

場 生涯学習センター7階ホール

※西山正之助氏「自由民権カレッジおよび同窓会について」、井上達夫氏「多摩自由民権運動の源流を探る」、土屋豊氏「民権期の女性の動きについて」、今井正勝氏「武相困民党事件とその裁判」

定 130人(先着順)

問 同館 ☎734・4508

ふれあい桜館(高齢者福祉センター) 休館のお知らせ

3月6日(月)～7月3日(月)(予定)は、改修工事のため休館します。なお、ふれあい桜館1階の各種事業所は、工事期間中も営業します。

これに伴い、長寿号の運行が変更になります。詳細は各ふれあい館で配布する「長寿号のしおり」「長寿号配車計画」をご覧ください。 ※この他の各ふれあい館(5館)は、通常どおり開館します。

問 高齢者福祉課 ☎724・2141、ふれあい桜館 ☎797・2971

3月1日(水)～7日(火) 春の火災予防運動

火の始末 油断しないで 最後まで

住宅火災が増えています

市内では、2016年中に116件の火災が発生し、住宅火災で3人の尊い命が失われています。

市内の住宅火災における主な原因は、電気関係・コンロ・たばこです。家具等の下敷きや扉等での挟み込みにより電気コードを破損させない、調理中にコンロから離れない、寝たばこをしないことなどが大切です。火災を早期に発見するため、住宅用火災警報器をすべての居室や台所に設

置しましょう。町田消防署では、火災予防に対する意識を高め、火災の発生や火災による死者の発生を防ぎ、貴重な財産の損失を防ぐため、期間中、各種イベントを実施します。

※詳細は町田消防署ホームページをご覧ください。

【防火防災フェア】

日 3月5日(日)午前10時～午後2時

場 町田東急ツインズEAST銅像前広場

問 町田消防署 ☎722・0119、町田市防災安全課 ☎724・3218

配布しています

問 産業観光課 ☎724・2128

町田さくらめぐり公式ガイドブック

町田さくらまつり実行委員会では、お祭り・イベント情報や市内のさくらの見どころが満載の小冊子「2017町田さくらめぐり公式ガイドブック」を作成しました。

配布場所 町田ツーリストギャラリー、市庁舎1階総合案内、産業観光課(市庁舎9階)、各市民センター、木曽山崎・玉川学園の各コミュニティセンター、町田・南町田・鶴川の各駅前連絡所等

※無くなり次第終了します。

※町田さくらまつりの詳細は、本紙3月15日号に掲載予定です。



高額介護合算療養費のお知らせ

高額介護合算療養費制度とは、世帯内で「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担額があり、その合計額が基準を超えた場合(右表参照)に、申請により超えた額を払い戻す制度です。

なお、自己負担額には含まれないもの(医療…保険外の診療、入院時の食費・居住費、差額ベッド代等、介護…保険外の介護(予防)サービス、入所時の食費・居住費(滞在費)、特定福祉用具購入費(特定介護予防福祉用具購入費)、住宅改修費(介護予防住宅改修費))もあります(高額療養費・高額介護(予防)サービス費として、既に払い戻しを受けた分は自己負担額から差し引きます。また、70歳未満の国保加入者の場合、1か月に1つの病院等で支払った自己負担額が2万1000円未満の場合は、高額介護合算療養費の対象外です)。

計算期間は、2015年8月1日～2016

年7月31日です。

対象者には、申請のご案内をお送りしています(後期高齢者医療保険は2月中旬、国民健康保険は2月下旬)。

ご案内が届いた方でも、自己負担額証明書を お取りいただかないと支給額が正しく計算できない場合がありますので確認して下さい。

次の方については、ご案内をお送りできない場合があります(計算期間中に①市区町村を越えて住所が変わった②医療保険が変わった③75歳の誕生日を迎えた④医療保険の資格を喪失した)。

※ご案内が届かない方で制度に該当すると思われる方は、2016年7月31日現在加入していた医療保険担当へお問い合わせ下さい。

※会社等の健康保険は、健康保険組合などへお問い合わせ下さい。

問 国民健康保険の高額介護合算療養費について = 保険年金課保険給付係 ☎724・2130、後期高齢者医療保険の高額介護合算療養費について = 保険年金課高齢者医療係 ☎724・2144、介護保険の自己負担額証明書について = 介護保険課給付係 ☎724・4366

高額介護合算療養費自己負担限度額表

自己負担限度額を超える額が500円以下の場合には支給の対象外です。

後期高齢者医療保険加入の方

所得区分		住民税非課税等	
現役並み所得者	一般	区分Ⅱ	区分Ⅰ
67万円	56万円	31万円	19万円

国民健康保険加入の方(70～74歳)

所得区分			
一定以上所得者	一般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ
67万円	56万円	31万円	19万円

国民健康保険加入の方(70歳未満)

所得区分				
上位所得者		一般		住民税非課税世帯
世帯の所得要件		世帯の所得要件		
901万円超	600万円超～901万円以下	210万円超～600万円以下	210万円以下	
212万円	141万円	67万円	60万円	34万円